

各 所 属 所 長 殿

公立学校共済組合沖縄支部
支部長 平敷 昭人
(公印省略)

平成30年度 資格取得時（新規採用等）の共済関係手続きについて（通知）

みだしのことについて、下記事由に該当する者がいる場合は、速やかに届出るよう周知願います。

記

1 資格取得・・・資格取得日以降、新所属所で手続き。

職員となった者は、その日から組合員の資格を取得することとなる。

※ 組合員証等が手元に届くまでの間、「仮の組合員証」は発行していないので、ご承知願います。実費で医療機関にかかった場合は、後日、療養費・家族療養費請求を行ってください。

※ 表中の「P」は平成 29 年度版「福利厚生事務の手引き」の頁数です。

※ 届出が事実発生日から 30 日以上遅延すると、一部給付が受けられない場合がありますのでご注意ください。

事由	提出（返却）するもの
新規採用 ※組合員証番号について ・ 県費負担職員の場合は、 県で付番された職員番号を利用。 ・ 市町村費負担職員は、当 支部で付番しますので空欄 で提出ください。	【資格関係】 ～本人～ ① 組合員申告書 P69 ② 辞令の写し ③ 個人番号報告書※1 ～家族を扶養に入れる場合～ ① 被扶養者申告書 P73 ② 扶養認定に必要な書類 (P 37・38、平成 29 年 12 月 15 日付け公共沖第 563 号参照) ③ 個人番号報告書※1 ④ 国民年金第 3 号被保険者届 (20 歳以上 60 歳未満の被扶養配偶者のみ) (平成 30 年 3 月 19 日付け公共沖第 692 号参照) 【年金関係】 ① 年金加入期間等報告書 P161

事由	提出（返却）するもの
再任用フルタイム ※更新者は不要です。 ・市町村費負担職員の方は一度当支部へご連絡ください。	【資格関係】 ～本人～ ① 組合員申告書 P69 届の理由を「3.その他（再任用）」と朱書きし、余白に旧組合員証番号と新組合員証番号を併記すること。 ② 辞令の写し ～家族を扶養に入れる場合～ ① 被扶養者申告書 P73 ② 継続認定に必要な書類（2 被扶養者の継続認定 参照）

事由	提出（返却）するもの
転入 ・他の共済組合から転入（公立学校共済組合他支部も含む） ・公立学校共済組合他支部から転入された方は、他支部の組合員証等の返却も併せてお願いします。	【資格関係】 ～本人～ ① 組合員申告書 P69 ② 辞令の写し ③ 個人番号報告書※1 ～家族を扶養に入れる場合～ ① 被扶養者申告書 P73 ② 前組合の組合員被扶養者証の写し又は前組合発行の資格喪失証明書 ※被扶養者が平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれの場合は、特別認定へ切り替えが必要です。（2 被扶養者の継続認定 参照） ③ 個人番号報告書※1 ④ 国民年金第3号被保険者届（20歳以上60歳未満の被扶養配偶者のみ）（平成30年3月19日付け公共沖第692号参照） 【年金関係】 ① 組合員転入届書 P157 ② 年金加入期間等報告書（公立学校共済組合へ初めて加入する方のみ）P161

※1 個人番号報告書については、市費負担職員必須。（県費負担職員及びその被扶養者（個人番号を県へ提供している者に限る。）については、原則県から個人番号を取得するため提出不要。送付の際は、他の書類と別封筒で「親展」で送付ください。
 詳細は平成29年2月27日付け公共沖第667号を参照ください。

事由	提出（返却）するもの
所属所間異動等 (人事異動、休職（育休、介護休除く）、停職、派遣、復職)	【資格関係】 ① 組合員異動報告書（所属所間異動等）P72 ② 辞令の写し（休職、停職、派遣、復職に該当する場合に、辞令等の交付がある場合は、その写しを添付ください。）

事由	提出（返却）するもの
住所変更等	【資格関係】 ① 記載事項等変更申告書 P86 ② 国民年金被保険者住所変更届 該当者のみ （平成 30 年 3 月 19 日付け公共沖第 692 号参照） ③ 氏名変更後の戸籍の写し（氏名変更の方のみ）

2 被扶養者の継続認定【普通認定→特別認定】

扶養手当の受給に該当しないが、健康保険の被扶養者要件を満たし、次年度以降も公立学校共済組合の被扶養者とする場合は、特別認定へ切り替えが必要になります。

- (例) ・再任用フルタイム 1 年目の組合員で、平成 30 年 4 月 1 日から扶養手当喪失となる方。
 ・満 22 歳の年度末を迎える被扶養者（平成 7 年 4 月 2 日～平成 8 年 4 月 1 日生）

提出するもの
① 被扶養者申告書 P 73 ② 特別認定に必要な書類 P 37・38 参照 ※ <u>平成 29 年 12 月 15 日付け公共沖第 563 号もご確認ください。</u> ※ 継続認定を希望しない場合や、就職など被扶養者の要件を満たさなくなった方は、必ず取消手続きを行ってください。

3 提出期限 : 平成 30 年 4 月 2 日～平成 30 年 4 月 30 日

あて名・お問い合わせ先

〒900-8571

那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

公立学校共済組合沖縄支部

【資格関係】宮里、比嘉【年金関係】大城、松田